



島根県報

令和6年12月13日（金）
第575号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

令和6年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
指定納付受託者の指定	(文化国際課)	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地域福祉課)	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(〃)	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
家畜伝染病予防法第9条の規定による消毒方法等の実施	(畜産課)	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水产課)	4

【公 告】

令和6年度島根県各種功労者の表彰	(秘書課)	4
公共測量の実施（2件）	(技術管理課)	7
公共測量の終了	(〃)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電力の調達に係る一般競争入札の実施	(企業局総務課)	8
--------------------------------	----------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数	11
---	----

告示

島根県告示第704号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸山達也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

(2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月23日（木）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和7年2月7日（金）

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

(2) 口述試験・身体検査

令和7年2月15日（土）

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第705号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸山達也

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する島根県の旅券発給手数料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和6年12月3日

島根県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
みずいクリニック 眼科・美容皮膚科	出雲市斐川町上直江3230	令和6年11月1日
大谷仁成堂薬局 乙吉店	益田市乙吉町イ322-10	令和6年10月1日
小林薬局 古市店	仁多郡奥出雲町下横田421-11	令和6年10月1日
もみじ薬局	仁多郡奥出雲町三成358-6	令和6年10月1日
小林薬局 藤ヶ瀬店	仁多郡奥出雲町横田1193-32	令和6年10月1日
共栄薬局	仁多郡奥出雲町横田1049-1	令和6年10月1日
みなり薬局	仁多郡奥出雲町三成1622-2	令和6年10月1日

島根県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 上田医院	邑智郡邑南町市木2161-1	令和6年10月1日
岡本歯科	浜田市田町1470	令和6年10月15日
広瀬調剤薬局	安来市広瀬町広瀬1992-1	令和6年9月30日
大谷仁成堂薬局乙吉店	益田市乙吉町イ322-10	令和6年9月30日
みなり薬局	仁多郡奥出雲町三成1622番地3	令和6年9月30日
小林薬局古市店	仁多郡奥出雲町下横田421-11	令和6年9月30日
小林薬局 藤ヶ瀬店	仁多郡奥出雲町横田1193番地32	令和6年9月30日
共栄薬局	仁多郡奥出雲町横田1049-1	令和6年9月30日
もみじ薬局	仁多郡奥出雲町三成358番地6	令和6年9月30日

島根県告示第708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
N P O 法人アズイット 出雲	訪問看護 介護予防訪問看護	つばさ訪問看護ステーション	出雲市武志町1020番地4	令和7年1月7日

島根県告示第709号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和6年12月13日

島根県知事 丸山達也

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの緊急的な発生予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象

県内の100羽以上の家きん飼養施設及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法により自ら消毒を行う農場を除く。

4 実施の期日

令和6年12月16日から同月25日まで

5 実施方法

(1) 消毒方法

農場敷地（鶏舎周囲）への消石灰の散布

(2) 清潔方法

農場敷地及びその周辺の草刈り、枝切り、資材・物品の整理、清掃等

(3) ねずみの駆除方法

鶏舎内への殺鼠剤の散布、粘着シートの設置等

島根県告示第710号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸山達也

隠岐の島加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

令和6年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸山達也

氏名又は名称	功績の要旨
高橋 義則	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
賀戸 ひとみ	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
高橋 千秋	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
中島 昭彦	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
徳田 マスエ	多年 J A女性部の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
柳樂 幸子	多年中小企業団体女性協議会の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
伊藤 和子	多年商工会議所女性会の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
曾田 悟	多年高圧ガスによる災害事故防止に努め保安意識の高揚と安全管理の推進に寄与した。
日高 輝和	多年副町長などを務め地方自治の伸展に寄与した。
木村 幸司	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
加本 市郎	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
藤原 努	多年副町長などを務め地方自治の伸展に寄与した。
三浦 一雄	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
和田 昌展	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
河瀬 京子	多年市公平委員を務め地方自治の伸展に寄与した。
景山 正純	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
清水 陽子	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
渡部 良治	多年文化芸術活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
川辺 真	多年文化芸術活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
恒松 幸子	多年スポーツの推進に取り組み地域におけるスポーツの振興に寄与した。
澤田 光男	多年浄化槽の普及啓発に努め地域の環境保全に寄与した。
八幡 浩二	多年環境省自然公園指導員等を務め地域における自然保護に寄与した。
川本町自然大好きネットワーク	多年自然環境保全活動及び普及啓発に努め地域における自然保護に寄与した。
大畠 力	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
須山 信夫	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
長谷川 清治	多年歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
大塚 泰治	多年薬事衛生の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
山本 敏枝	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
布野 和弘	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
川瀬 順子	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
石飛 明美	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
田中 朝美	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
伊藤 志保	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
高橋 鶴美	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
土江 春美	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
吉田 義隆	多年協議会の運営と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
田庭 彰	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。

中出西百クラブ	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
西ノ島町食生活改善 推進協議会	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
夢つむぎ語りたい	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
こりょうブックフレ ンド	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
高宮 守國	多年農業農村整備事業の推進に努め農業の振興に寄与した。
渡部 幹雄	多年しまね和牛の改良と生産組織の強化に努め畜産業の振興に寄与した。
立石 幸	多年森林組合の組織強化と技術の普及啓発に努め林業の振興に寄与した。
渡部 和夫	多年漁業協同組合の運営と経営基盤の確立に努め水産業の振興に寄与した。
大場 弘行	多年トマト生産の普及と技術向上に努め農業の振興に寄与した。
伊原 正人	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
炭谷 明	多年協同組合連合会の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
橋本 雅	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
武田 トシ子	多年技能の向上と人材育成に努め地域産業の振興に寄与した。
佐々木 裕美	多年管工事業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
桐田 正喜	多年地域の建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
徳畠 信夫	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
足立 正智	多年建築業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
松原 一夫	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
岩崎 和良	多年地域の建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
辻井 宏	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
實重 敏之	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
吉田 徹	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
森田 清	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
佐藤 茂	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
田中 利徳	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の伸展に寄与した。
小村 孝志	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
大畑 勘市	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
大國 晃資	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
奥井 彰	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
門脇 秀夫	多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
宋本 政文	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
長野 悅郎	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
伊藤 孝子	多年読書ボランティアとして読書普及活動に取り組み社会教育の推進に寄与した。
今田 泰	多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
尾崎 潤子	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
重本 泰徳	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
白潟地区地域安全推 進員会	多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路管理データ作成）

2 作業期間

令和6年12月9日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

安来市吉佐町、松江市宍道町、出雲市中野町、出雲市斐川町、出雲市多伎町、大田市久手町、大田市静間町及び浜田市三隅町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年12月9日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

浜田市弥栄町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年11月30日に終了した旨隱岐の島町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和6年8月9日から同年11月30日まで

3 作業地域

隱岐郡隱岐の島町港町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市大塚町字町後351番1の一部

面積 1,575.81平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878-2

安来市長 田中 武夫

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式

使用予定電力量（調達期間総計）9,942,986キロワット時

使用予定電力量は、令和3年4月から令和6年8月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 調達期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できる。

(4) 納入場所

ア 島根県安来市上坂田町545-1 今津浄水場

イ 島根県雲南市加茂町三代96-2 三代浄水場

ウ 島根県江津市松川町上河戸703 江津浄水場

エ 島根県江津市松川町長良158 江の川取水場

2 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内の最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人

として使用する者を含む。) でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 令和7年1月16日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 令和7年1月16日（入札参加資格確認申請書の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、令和7年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に関し、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの、又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー・節電に関する情報提供に関し、入札説明書別紙に示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階

島根県企業局総務課予算調整係

電話 0852-22-5673

メールアドレス soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和7年1月16日（木）までの間

ただし、イの(7)の場所にあっては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(4) 申請書の提出期間

令和7年1月6日（月）から同月16日（木）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

(5) 申請書の提出場所

4の場所

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 令和7年2月5日（水）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 島根県企業局会議室

ウ 郵便による入札 書留郵便とし、令和7年2月5日（水）午前9時までに4の場所に必着のこと。

(2) その他

FAX、電子メール、電話等による入札は、認めない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県企業局総務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Bidding Information

Title of Procurement : Procurement of electricity used in Shimane Prefectural Enterprise Bureau facilities

Supply Period : From April 1 2025 to March 31, 2026

- (2) Deadline for Submission of Bidding Participant Qualifications : Please submit between 9 : 00 a.m. — 12 : 00 p.m. or 1 : 00 p.m. — 5 : 00 p.m. from Monday, 6 January 2025, until Thursday, 16 January 2025, excluding weekends and holidays.
- (3) Date and Time of Bidding and Bid Opening : 5 February 2025, 10 : 00 a.m.
Deadline for bids sent by mail : 5 February 2025, 9 : 00 a.m.
- (4) Contact information : Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs Division, Budget Adjustment Section, 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501
TEL : 0852-22-5673

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

島根県選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年12月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	10,824
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	156,859
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
松江選挙区	54,266
浜田選挙区	13,888
出雲選挙区	46,821
益田選挙区	12,212
大田選挙区	9,035
安来選挙区	10,114
江津選挙区	6,104
雲南・飯石選挙区	11,208
仁多選挙区	3,242
邑智選挙区	4,761
鹿足選挙区	3,471
隱岐選挙区	5,265

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合はその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合はその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 156,859